

「名張市における市民公益活動の促進に向けて」

名張市市民公益活動促進検討委員会

報 告 書

平成16年7月1日

名張市市民公益活動促進検討委員会は、平成15年12月以降6ヵ月にわたって7回の委員会を開催し、意見交換や討議を重ねてきました。その間、市が実施した市民意識や市民活動団体への調査、また市民参加の意見交換会の結果を検討するとともに、他市の先例地事例の考察や大阪狭山市の現地調査を行ないながら、名張市の市民活動を一層活発化させたいとの強い思いを抱きながら協議を進めました。

今、私たちのまちはもとより、日本の社会全体が急激な少子・高齢化の進展、経済の混迷など大きく困難な課題に直面しながら新しい歴史を刻んでいます。こうしたさまざまな課題は、一つの自治体で解決することは難しい側面はありますが、この時代に生きる市民一人ひとりが自分自身のこととして課題に向かうことができれば、すばらしいアイデアや活力もでてくるはずです。もちろん個人の力に限りがありませんが、ボランティアやNPOなどの活動を通してより多くの市民が取り組めば、限りなく大きな原動力となる可能性が生まれてくるはずです。

名張市においては、さまざまな活動テーマに取り組んでいる市民活動団体があり、その活動や組織の形態もいろいろです。自主的、自発的な活動のために団体の全体を把握することは難しいですが、名張市ボランティアセンターに登録されているだけでも80団体にのぼり、NPO法人の設立も増えつつあります。この報告書に盛り込んだ内容に関係してくる団体数は、この何倍もあると考えられます。さらに多くの市民が、機会があれば、そうした活動をしたいとの思いもあります。また、市内14地域に組織された地域づくり委員会では、それぞれの地域の特色を生かした事業が展開されつつあります。

この報告書の作成にあたっては、各委員の経験に基づいた意見や将来に向けた視点、また、いろいろな角度からの提案もありましたが、盛り込んだ諸施策の実施をきっかけとして、さらに多くの市民が新たな活動を展開できる環境づくりを望む委員の共通認識の中で、できるだけ簡潔に報告書をまとめるように努めました。

検討委員会としては、報告書をまとめることでその役割を一応果たすわけですが、本年2月に検討委員会が示した設置方針案をもとに4月に設置されている市民活動支援センターの機能の充実をはじめ、市民公益活動促進のための施策や条例の整備など、市のさまざまな施策とも連動させながら、新しい時代に対応できるまちづくりが進むよう期待するものです。

平成16年7月1日

名張市市民公益活動促進検討委員会

1 名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針

基本指針の策定にあたって	3
1．市民公益活動（団体）の考え方	3
（1）市民公益活動について	
（2）市民公益活動団体について	
2．市民公益活動に期待される役割	4
（1）地方分権型社会の促進	
（2）新たな地域社会の創造	
（3）自己実現や活動の機会の創出	
（4）役割分担による新たな公共サービスの提供	
3．市民公益活動の課題	4
（1）活動の自立と自己責任	
（2）活動の継続性	
（3）活動の活性化	
4．市民公益活動と行政との協働の原則	5
（1）対等の原則	
（2）相互理解と相互尊重の原則	
（3）補完性の原則	
（4）公開の原則	
5．市民公益活動促進施策の視点	5
（1）環境・基盤づくり	
（2）参加の機会づくり	
（3）連携と協働づくり	
6．市民公益活動促進の方策	6
（1）基本的な施策の展開方向	
（2）市民活動支援センターの設置	
（3）活動促進のための協働施策・支援の検討	
（4）参入機会の提供	
（5）条例の整備	
（6）市の推進体制	

2 名張市市民活動支援センターの設置方針

1．支援センターが担う機能	9
2．支援センターの運営方法	9
3．関係機関等との連携	10
資料 名張市市民公益活動促進検討委員会名簿	11
名張市市民公益活動促進検討委員会設置要綱	12
名張市市民公益活動促進検討委員会開催等の経過	13

1 名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針

基本指針の策定にあたって

現代社会は、大きな時代の変化の中で、少子・高齢化、情報化、国際化の進展、経済の低成長や社会の成熟化に伴う新たな課題を提起しており、これまで以上に一人ひとりの尊厳を認め合いながら、健康で豊かな生活を送ることができる魅力ある地域社会の創造が求められています。

このような社会背景のもと、名張市では、地域社会におけるさまざまな課題、また、多様な価値観を持つ人々の複雑、かつ多岐にわたるニーズに対して、ボランティアやNPOなどの活動を通して、市民が自主的、主体的に社会に貢献しようとする取り組みが進みつつあります。

こうした市民による公益活動がさらに発展することは、地方分権時代の社会を築くためだけでなく、個性的で、魅力のある生き生きとした地域づくりのために重要な役割を果たすものです。

この基本指針は、市民等との協働により創造力と躍動感に満ちた名張市のまちづくりを進めるための「市民公益活動の促進」にあたって、基本的な姿勢や施策の方向性などをまとめたものです。

なお、本指針については、今後の市民ニーズや市民公益活動の推進状況とあわせて必要な見直しを行うものとします。

1. 市民公益活動（団体）の考え方

（1）市民公益活動について

「市民公益活動」とは、まず「市民が自発的かつ自主的に行う活動」という点と「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」との考え方を明確にします。不特定かつ多数の利益は、「社会に貢献する活動」という意味も含めます。

しかし、営利、特定の個人・団体や仲間・会員のみのもとの固有の私益追求を目的とするもの、政治・宗教活動を目的とするもの、及び公益を害するおそれのある活動を目的とするものは除くものとします。

また、市民公益活動は、非営利活動を対象としますが、この非営利とは、活動によって収益が生まれたとしても、その収益を構成員に配分することを目的としないことを指すもので、無償の活動のみに限定するものではありません。

（2）市民公益活動団体について

「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を主な目的に継続して活動を行う団体で、ボランティアグループなどの任意団体や特定非営利活動法人が該当するものです。

また、社団法人、財団法人、社会福祉法人などの公益法人についても市民公益活動を行なうものについては、市民公益活動団体に含みます。

2. 市民公益活動に期待される役割

(1) 地方分権型社会の促進

自己責任を基本とする自立した市民公益活動の活性化は、地方分権型の地域社会づくりのための重要な方策であり、自立と公益の意識に根ざした市民による、自分たちのまちは自分たちでつくる取り組みが期待されています。

(2) 新たな地域社会の創造

地域住民、ボランティア、市民公益活動団体、地域組織、事業者など、地域社会を構成しているさまざまな市民が力を合わせ、多様な活動の中で人々の幸せと夢を実現させていく市民公益活動は、新たな地域づくりの担い手として期待されています。

(3) 自己実現や活動の機会の創出

市民公益活動は、生きがいや豊かな人生を求める多くの市民に対して、個々の人々が培ってきた経験や知識を活かすための自己実現の場や新たな活動の機会、実践活動の場を提供することが期待されています。

(4) 役割分担による新たな公共サービスの提供

公平・平等の観点が強い行政による公共サービスの提供のみでは、社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対応し将来に向けて市民の満足感を高め、また納得できるまちづくりをしていくことは難しくなっています。

市民公益活動は、多様なニーズに対応するとともに、市民自身の柔軟な発想で、いち早く、地域に合った新しい公共サービスを提供することができる可能性があり、地域の魅力あるまちづくりについて、行政、事業者との役割分担と協働による活動の充実が期待されています。

3. 市民公益活動の課題

(1) 活動の自立と自己責任

市民が主体となった活動は、公益活動を目的としていても、組織として自立していることが前提であり、自己責任による組織化やその運営、活動に必要な資金等を自ら確保していくことが必要になってきます。

(2) 活動の継続性

市民公益活動を継続させていくことは、すでに活動を行っている団体の共通の課題であり、特に、その公益活動で創出されるサービスの受け手が市民である場合には、活動を担う団体の自主性が尊重される反面、市民の不安要素とならないよう、活動を担う一人ひとりが継続性の姿勢を重視し、サービスの安定性や信頼性を図ることが必要になってきます。

(3) 活動の活性化

(1)(2)の課題とともに、市民公益活動団体の活動を活性化していくためには、次のような課題があります。

- ・活動するための資金や協力者の確保
- ・活動する人材や専門的な知識・技能を持つ人材の確保
- ・活動や作業を行う場所の確保
- ・情報の収集と情報発信の手段の確保
- ・他の団体、機関との調整機能の強化
- ・マネジメント能力の向上

4 . 市民公益活動と行政との協働の原則

市民公益活動団体の活動原理は自発性・自立性を基礎とするもので、この活動原則にのっとり、行政の公平・平等の原則と協働して公益活動を推進する際に留意すべき協働の原則として次のことが考えられます。

(1) 対等の原則

行政とともに公共の領域を担うという市民公益活動の展開にあたっては、上下ではなく横の関係にあることを相互に認識し、それぞれの主体性のある意志に基づき協働する中でそれぞれの特性が発揮できる対等の関係を築くことが重要です。

(2) 相互理解と相互尊重の原則

市民公益活動団体と行政の相互がその特性を十分に認識・尊重し、双方の共通理解を深めつつ、目標の共有と施策の展開を通じて相乗効果を生み出すよう努める必要があります。

(3) 補完性の原則

市民公益活動団体と行政は、その特性を生かしながらそれぞれに期待される役割を担い合うことが重要です。また、市民公益活動団体が担うことができる公共サービスについては積極的に市民公益活動団体にゆだねたり、市民が創造する公共サービスを優先させたりするなどの配慮が必要です。

(4) 公開の原則

市民公益活動団体と行政との協働による活動は、市民からの社会的評価が問われることから、常に広く市民の理解を求める活動が必要であり、多くの人々の共感や支持を得るためにも、その活動や運営内容が積極的に公開、共有されるなど、透明性と説明責任をもつことが必要です。

5 . 市民公益活動促進施策の視点

市民、市民公益活動団体、事業者、行政などの多様な主体がそれぞれの責務と役

割を認識しつつ、協働して豊かな地域社会の形成を図るために、次の視点から市民公益活動の促進に取り組みます。

(1) 環境・基盤づくり

市民公益活動そのものが市民の理解と信頼にこたえられる価値を生み出すものの観点から、市民公益活動団体が活動しやすい環境の整備に取り組みます。

(2) 参加の機会づくり

市民の意識には、機会があれば市民活動に参加しようとの思いがあり、人材を必要とする団体も多くあることから、こうした思いが現実の行動に移せるような情報の収集・発信のための施策を進めるなど、市民公益活動への参加の機会を積極的に創出していきます。

(3) 連携と協働づくり

市民、市民公益活動団体、事業者などのさまざまな主体が多様な形や方法による協働と連携づくりを進めます。

また、各地域の特色を活かした活動を展開している地域づくり委員会や地域産業、観光、農林業といったさまざまな領域を担う主体と市民公益活動団体との連携と協働づくりを進めます。

6. 市民公益活動促進の方策

(1) 基本的な施策の展開方向

市民公益活動を促進するための諸施策の具体化にあたっては、財政状況等を考慮しつつ優先順位に基づく計画的な実施を図ります。また、国、県等の動向、時代の推移等も総合的に判断しながら施策を進めます。

活動場所の提供

活動を展開し、進展させていくための拠点となる場所の提供

情報環境の整備

市民啓発や活動団体の課題を解決するために必要となる各種情報の収集・提供を行うなどの情報環境の整備

資源や技術の仲介・支援

活動に当たって必要となる資金、人材をはじめとする資源について、その提供者（資金や人材、活動に必要となる情報）と活動団体との仲介、調整及び支援

人材育成

活動団体が自立するために必要となる組織運営、資金確保などに対応できる人材の育成

マネジメント能力の向上支援

自立して活動を継続していく上で必要となる組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上を支援

交流・連携のネットワーク

さまざまな形態や価値観を持った多様な活動団体をネットワーク化したり、個々の活動団体が持つ能力を有効に活用したりするための調整

(2) 市民活動支援センターの設置

市民による公益活動を支援するための市民活動支援センターは、市民公益活動団体の能力を高め、その自立を促進しながら、質の高い活動の展開を育成・発展させるとともに、市民が気軽に利用することで、活動に対する市民意識の向上が図れる拠点として期待されます。

市民公益活動が市民の自発性、自主性を基本としていることから、市民活動支援センターの運営、事業については、市が直接行うよりも市民公益活動を行う市民の幅広い参画を得て実施することが望ましい姿です。

しかし、事業を開始する段階においては、将来に向けてあるべき姿を展望しつつ、先ず公営で出発し、引き続き市民との協働による検討を進めながら、その機能の充実を含めて自主・自立の市民運営の実現に取り組むものとします。

(3) 活動促進のための協働施策・支援の検討

市民公益活動の支援策等については、それぞれにまちづくりの主体としての役割を認識する中で、行政との協働のための施策として検討し、公平性や公開性などを前提に、既成の枠にとらわれず共催・後援、委託、助成など、その目的、内容を踏まえて効果的に実施できるよう取り組みます。また、市民活動団体の自立性を損なうことのないよう柔軟に取り組んでいきます。

なお、より具体的な支援策の内容や実施方法などについては、引き続き市民参加の中で検討し構築していきます。

(4) 参入機会の提供

市民公益活動団体に対して、その専門性、地域性等を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会を提供するよう努めます。

(5) 条例の整備

豊かな地域社会の実現をめざす方向を明らかにし、市民、市民公益活動団体及び事業者との協働を市の施策展開全般にわたって確立するための根拠として条例の整備を検討します。

(6) 市の推進体制

市職員の意識の向上

市民、市民公益活動団体、事業者との協働によるまちづくりを進めていくためには、市の行政組織全体での取り組みが必要であり、このことについての研修の機会を設けるなど職員の意識向上に努めます。

全庁的な推進体制の整備

市民公益活動はすでに名張市でもさまざまな分野で展開されており、今後、一層広がることが予想されます。市民のための公益活動を協働の観点で実現していくためにも、市民公益活動を推進する担当窓口や庁内連絡組織など全庁的な支援体制により取り組めます。

市民への啓発活動・情報提供などの推進

市民公益活動への理解と市の基本姿勢を明らかにするとともに、市民公益活動への積極的な市民参加を図るためにも、市民への啓発活動や情報提供、市民意識調査などに取り組めます。

2 名張市市民活動支援センターの設置方針

名張市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の設置は、名張市におけるさまざまな市民公益活動を促進するという基本的な視点に立って取り組むべき施策の一つであり、早急にその具体化を図ることが重要です。

このことから、当面は、既存公共施設を活用することなどにより、一定の機能を備えて事業実施を図る必要があります。

また、支援センターは、基本指針に示すように、将来のあるべき機能を展望しつつその機能を充実させながら、市民による自主・自立の運営を目指していくこととします。

1. 支援センターが担う機能

支援センターは、市民公益活動の主体性と創造性を損なわず、側面から支援する場所となることから、次のような機能を担うことが考えられます。

- (1) 市民公益活動情報の収集及び提供
- (2) 市民公益活動に関する相談及び調整
- (3) 市民公益活動団体、人材の育成及び支援
- (4) 活動場所（機器・資材）の提供
- (5) 交流・連携などネットワークの場の提供

支援センターの初期機能

- ・自由に打ち合わせや交流のできるフリースペースの設置
- ・活動を支援するためのパソコン・コピー・印刷機・紙折機及び各団体が使用できるロッカー等の設置
- ・市民公益活動に関する書籍、資料、行政情報、各種団体の情報、イベント情報等を得られる場（機能）の整備
- ・関係機関と連携する中で活動のさまざまな相談への対応
- ・活動に関する学習機会の提供

2. 支援センターの運営方法

市民公益活動が市民の自主、自立を基本としていることから、市民感覚で運営や事業を実施することが必要です。そのため、運営の主体は市が直接行うより、市民公益活動団体が、管理運営や調整を行う中で事業を展開することが期待されます。

しかし、当面は、管理運営面で既存公共施設を活用すること、市民による運営組織の未整備などの課題があることから、公営で事業を出発・展開しつつ、自主・自立の運営に向けて、期待される方向に段階的に着実に進展させていく必要があります。これは、今後の市民公益活動を担う市民との共通の課題といえます。

このため、自立した市民主体の組織が自主的に運営することができるよう早期に運営にかかる準備組織化を図り、広範な議論や検討を進めながらその実現を図るものとします。

3 . 関係機関等との連携

支援センターの事業運営にあたっては、これまで、地域のボランティアの育成等に大きな成果を上げてきた名張市ボランティアセンターをはじめとする各分野の機関、団体との適切な連携や役割分担などを行ないながら、市民公益活動団体等の活動を継続的、総合的に支援していくための取り組みを進めます。

また、市民による主体的なまちづくり活動が活発化し広がりをもつことにより、さらに深く求められる専門的な相談、広域的な調整機能などが発揮できるよう、市民公益活動に対する多様な支援機能をもつ各分野の機関、団体とのネットワークを構築していきます。

資料 名張市市民公益活動促進検討委員会委員名簿

氏名	所属など	設置要綱
西 博美	社会福祉法人名張市社会福祉協議会	学識経験者
建部久美子	皇學館大学社会福祉学部講師	学識経験者
中森久夫	青年会議所	市民活動団体関係者
吉井正男	名張廃食油リサイクルの会	市民活動団体関係者
伊井野雄二	(特定非営利活動法人)赤目の里山を育てる会	市民活動団体関係者
石原孝次郎	(特定非営利活動法人)すりーはーと	市民活動団体関係者
坪田公児	名張きらめきの会	市民活動団体関係者
岡田かる子	名張市ボランティア連絡協議会	福祉関係者
鈴木孝三	市民応募者	市民公募
数本有喜子	市民応募者	市民公募
立花康男	名張商工会議所	その他市長が適当と認める者
高波秀彦	名張市農業経営者クラブ	その他市長が適当と認める者

委員長 委員長職務代理

資料 名張市市民公益活動促進検討委員会設置要綱

名張市市民公益活動促進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 名張市における公益の増進に寄与することを目的とした市民の自主的、主体的な活動(以下「市民公益活動」という。)を促進するに当たり、必要な事項を検討するため、名張市市民公益活動促進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

- 一 市民公益活動の促進に係る基本指針に関すること。
- 二 (仮称)市民活動支援センターの設置に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 市民活動団体関係者
- 三 福祉関係者
- 四 市民からの公募による者
- 五 その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了するまでの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部市民活動推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月26日から施行する。

一部改正 平成16年4月1日(市民活動支援センター準備室を市民活動推進室に)

資料 名張市市民公益活動促進検討委員会開催等の経過

- 第1回 日時：平成15年12月3日（水）
場所：名張市役所
内容：・委員の委嘱、委員長等の選出
・今後の予定
- 第2回 日時：平成15年12月18日（木）
場所：名張市役所
内容：他の自治体の事例を参考にして検討
・「市民公益活動の促進にかかる基本指針、市民活動支援センターの設置」の検討と検討報告に盛り込む項目等について
- 第3回 日時：平成16年1月8日（木）
場所：名張市役所
内容：・市民公益活動の促進にかかる基本指針（素案）等の検討
・今後の予定
- 第4回 日時：平成16年1月21日（水）
場所：名張市役所
内容：・市民公益活動の促進にかかる基本指針（素案）の検討
・市民活動支援センターの設置方針（素案）の検討
- 第5回 日時：平成16年2月4日（水）
場所：名張市役所
内容：・市民公益活動の促進にかかる基本指針（素案）について〔まとめ〕
・市民活動支援センターの設置方針（素案）について〔まとめ〕
・先例地の調査について

大阪狭山市市民活動支援センターの先例地調査実施（平成16年2月19日）

- 第6回 日時：平成16年3月26日（金）
場所：名張市役所
内容：・市民活動支援センターの設置について
・大阪狭山市市民活動支援センターの調査報告について

平成16年4月27日 名張市市民活動支援センターが名張市勤労者福祉会館1階に開所
平成16年4月5日～30日 「市民活動の促進にかかる基本指針」素案についてパブリックコメントを実施（市民からの意見提出は0件）

- 第7回 日時：平成16年6月4日（金）
場所：名張市役所
内容：報告書 市民公益活動の促進にかかる基本指針（案）等について
- 第8回 日時：平成16年7月1日（木）
場所：名張市役所
内容：報告書（名張市における市民公益活動の促進に向けて）の提出